平成２１年（フ）第２０４６０号
埼玉県蕨市北町１丁目５―15
債務者　武田　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４６１号
埼玉県蕨市北町１丁目５―15
債務者　武田美喜子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８４１号
東京都新宿区大京町19―109
債務者　小西　瑠美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６５号
東京都三鷹市新川６丁目２番13号柴田荘202
債務者　北村眞佐枝
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５１１号
神奈川県相模原市宮下本町１丁目36番22号
グローラタミヤＤ102
債務者　佐藤　光成
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１８号
神奈川県相模原市津久井町太井249番地１
グレース八木203
債務者　清水　友美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２０号
神奈川県相模原市相模原３丁目10番17号
債務者　小薗　政幸
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２１号
神奈川県相模原市相模原３丁目10番17号
債務者　小薗　香代
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２３号
神奈川県相模原市田名4419番地
債務者　池田　竜二
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２７号
神奈川県相模原市横山６丁目４番１号　701
債務者　乗田　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２８号
神奈川県相模原市上溝4484番地１　シェプール上溝205
債務者　島﨑紗也香
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２９号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目47番10号
ドエルひばりが丘101号
債務者　清水　孝子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２０７号
広島県福山市春日町２丁目５番９号　メゾン橋本Ａ203、旧住所広島県三原市本町１丁目７番31号
債務者　山口千衣子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３５６号
広島県福山市伊勢丘８丁目21番36号
債務者　那須　竜子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３５９号
広島県福山市瀬戸町大字長和229番地　矢野アパート
債務者　田邊　利治
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後３時40分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係